

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年6月12日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800200 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900007 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 23 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 45 年 4 月から昭和 49 年 3 月まで

私は、請求期間直前まで勤務していた事業所を退職する際に、国民年金に加入するよう言われたため、退職後すぐに A 市役所で加入手続を行い、保険料を納付してきたと思う。

その後、昭和 46 年 10 月に結婚し、B 市に転居した際に、市役所で手続を行い、以後、私が、夫と私の保険料を納付してきたはずだが、夫の保険料は納付済みとされているのに、当時、納付を行っていた私の保険料が未納とされていることはおかしい。

また、昭和 46 年 2 月 15 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、保険料が還付されたと聞いたが、私は国民年金にずっと加入しており、保険料の還付金も受け取ったことはないので、調査した上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の手帳記号番号の資格取得状況から、昭和 47 年 1 月頃に B 市で払い出されており、この頃に請求者の国民年金加入手続が行われ、請求期間に係る被保険者資格については、昭和 45 年 12 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、加入手続当時、請求者は、昭和 45 年 4 月から同年 11 月までは国民年金に未加入とされ、昭和 45 年 12 月以後について、国民年金の被保険者とされたところ、請求者から提出された昭和 46 年度国民年金印紙代金納付書兼領収書等によると、昭和 47 年 2 月に、昭和 46 年 4 月から昭和 47 年 3 月までの保険料が現年度保険料とし

て納付されたことが確認できる。

その後、請求者の被保険者資格については、B市の被保険者台帳予備カードによると、国民年金の被保険者資格に係る喪失届が提出されたことにより、昭和46年2月15日まで遡って被保険者資格を喪失させる事務処理が、昭和47年3月頃に行われたことがうかがえる。このため、上述の昭和46年4月から昭和47年3月までの保険料については、無資格期間に係る納付となり、制度上、還付される取扱いとなるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びB市の被保険者名簿、並びに年金手帳においても、当該還付についての記録が確認できる。

- 2 しかしながら、上述の被保険者台帳予備カードには、昭和46年2月15日に係る被保険者資格の喪失理由についての記載はなく、B市は当時の記録及び資料はない旨回答しており、オンライン記録及び紙台帳検索システムによる氏名検索においても、請求者が昭和46年2月15日に被用者年金制度に加入した形跡は見当たらないことから、請求者が昭和46年2月15日に被保険者資格を喪失し、昭和46年4月から昭和47年3月までの保険料が還付される合理的な理由は見いだせない。

このため、昭和46年4月から昭和47年3月までについては、保険料が誤って還付されたものと考えられ、オンライン記録上、当該期間は国民年金の被保険者期間とされていないが、強制加入被保険者として国民年金の被保険者とされるべき期間であり、保険料が還付される前までは納付済期間とされていたことから、当該期間については保険料の納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和46年4月から昭和47年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

- 3 一方、請求期間のうち、昭和45年4月から昭和46年3月までについて、請求者は、請求期間直前に勤務した事業所を退職後すぐに、A市において、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたとしているところ、請求者の主張に沿って、当該期間の保険料を納付するためには、上述の昭和47年1月頃にB市において払い出された手帳記号番号以外に、A市において、別の手帳記号番号が払い出され、この別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得し、現年度保険料として納付する必要がある。

これに対し、請求者の納付時期及び納付金額等保険料納付に関する記憶は明らかでなく、詳細は不明であるほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、昭和47年1月頃に払い出された手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者が、A市において、別の手帳記号番号に基づいて、当該期間の保険料を現年度保険料として納付したと推認する事情は見当たらない。

- 4 請求期間のうち、昭和45年12月から昭和46年3月までについて、昭和47年1月頃の加入手続時期を基準とすると、当該期間の保険料は、この際に払い出された手帳記号番号に基づき過年度保険料として納付することが可能（ただし、昭

和 46 年 2 月及び同年 3 月の保険料は、昭和 47 年 3 月頃の資格喪失処理が行われるまでに納付することが必要。)であったものの、上述のとおり、請求者の保険料納付に関する記憶は明らかでなく、詳細は不明であるほか、請求者は、夫の保険料について、自身の保険料とともに納付してきたとしているところ、請求者の手帳記号番号と連番で払い出された夫の当該期間の保険料は未納とされており、これらの事情を考え合わせると、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として納付した事情は見受けられない。

- 5 請求期間のうち、昭和 47 年 4 月から昭和 49 年 3 月までについて、請求者の被保険者資格については、昭和 46 年 2 月 15 日に被保険者資格を喪失する事務処理が、B 市において昭和 47 年 3 月頃に行われており、その後転居した A 市において、昭和 49 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得するまで、請求者は国民年金に未加入であり、上述のとおり、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は、B 市において、当該期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

また、夫の当該期間に係る保険料は納付済みであるものの、夫の昭和 47 年 1 月頃に請求者と連番で払い出された手帳記号番号に基づく被保険者資格については、B 市において喪失処理も行われておらず、夫は継続して国民年金の被保険者であったことから、請求者とは状況が異なり、夫の当該期間に係る保険料が納付済みであることをもって、請求者の当該期間に係る保険料が納付されていたものと推認することはできない。

さらに、A 市の被保険者名簿及び戸籍の附票によると、請求者の A 市への転居は昭和 49 年 7 月であり、この頃に国民年金に係る手続を行った上で、請求期間直後の昭和 49 年 4 月以降の保険料を、A 市において納付したものとみられる一方、当該期間については、A 市においても B 市と同様に、国民年金に未加入として取り扱われていたものと考えられることから、請求者は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかつたものと思慮される。

- 6 請求者に係る国民年金被保険者台帳並びに B 市及び A 市の被保険者名簿においても、請求者が請求期間のうち、昭和 45 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの期間及び昭和 47 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の保険料を納付した形跡は見当たらないほか、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和 45 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの期間及び昭和 47 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800208号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900007号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和23年4月1日に訂正し、昭和19年10月から昭和23年3月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

訂正請求記録の対象者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和23年4月1日、喪失年月日を昭和23年9月1日に訂正し、昭和23年4月から同年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和23年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正8年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年6月1日から昭和23年9月1日まで

夫は、履歴証明書のとおり、請求期間においてC事業所、A事業所、D事業所及びB事業所等の事業所に勤務していたので、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和17年6月1日から昭和18年12月15日までの期間について、請求者から提出されたE県が保管する履歴証明書(以下「履歴証明書」という。)によれば、訂正請求記録の対象者は、昭和16年10月1日から昭和18年12月15日までの期間にC事業所の技手の職に就き、F事業所に勤務し

ていたことが推認できる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月から保険料徴収が開始された労働者年金保険の被保険者は、工場法または鉱業法の適用を受ける工場または事業所等に使用される男子労働者（一般職員を除く。）を対象としており、C 事業所の技手である訂正請求記録の対象者は、被保険者とならないと考えられるところ、同事業所に係る同僚の労働者年金保険の被保険者記録も確認できない。

また、C 事業所は現存しておらず、事業主等も不明であることから、労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求期間のうち昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 18 年 12 月 15 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が労働者年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 18 年 12 月 15 日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、昭和 18 年 12 月 15 日から昭和 23 年 4 月 1 日までの期間について、履歴証明書及び E 県から提出された軍歴証明によれば、訂正請求記録の対象者は、昭和 18 年 12 月 15 日に A 事業所の技手の職に就いて、F 事業所に勤務、その後、昭和 19 年 3 月 \* 日に陸軍に応召、昭和 21 年 7 月 \* 日に復員、復員後の昭和 21 年 7 月 \* 日に A 事業所の技手に復職し、D 事業所に転勤、昭和 21 年 9 月 30 日に G 事業所 H 職、昭和 22 年 10 月 30 日に B 事業所の勤務となり、昭和 23 年 3 月 31 日に退職していることが推認できる。

しかしながら、訂正請求記録の対象者が A 事業所に勤務していたことが推認できる期間のうち、昭和 18 年 12 月 15 日から昭和 19 年 10 月 1 日までの期間については、上述のとおり、A 事業所の技手である訂正請求記録の対象者は、労働者年金保険の被保険者とならないと考えられるところ、同事業所に係る同僚の労働者年金保険の被保険者記録も確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A 事業所は、昭和 23 年 8 月 \* 日に解散している上、事業主の連絡先も不明であることから、労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 18 年 12 月 15 日から昭和 19 年 10 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が労働者年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 18 年 12 月 15 日から昭和 19 年 10 月 1 日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できないものの、同事業所に係る複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の被保険者記録によれば、同事業所は、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 23 年 8 月 14 日までの期

間に厚生年金保険の適用事業所であったことが認められる。

また、日本年金機構が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、訂正請求記録の対象者は、事業所名は不明であるものの昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが認められる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 は、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

加えて、A 事業所に係る同僚の厚生年金保険被保険者台帳は、昭和 \* 年 \* 月に E 県において健康保険厚生年金保険を主管する I 機関（当時）（以下「E 県 I 機関」という。）の火災により焼失し、その後、復元された旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が陸軍の応召期間の前後の期間に A 事業所に勤務していたことが推認でき、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を E 県 I 機関に対し行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどから、事業主は、訂正請求記録の対象者が同事業所において昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を E 県 I 機関に対し行ったと認めるのが妥当であり、かつ、訂正請求記録の対象者に係る同事業所における喪失年月日は退職年月日の翌日である昭和 23 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、昭和 19 年 10 月から昭和 23 年 3 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、訂正請求記録の対象者は、昭和 23 年 9 月 1 日に J 事業所において被保険者資格を取得しているところ、履歴証明書によれば、訂正請求記録の対象者は、昭和 23 年 4 月 1 日に B 事業所の技手の職に就き、その後、昭和 23 年 6 月 1 日に J 事業所（現在は、K 事業所）の技手となり、昭和 25 年 7 月 31 日に退職するまで勤務していたことが推認できる。

また、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できないものの、複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳の被保険者記録によれば、同事業所は、昭和 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に厚生年金保険の適用事業所であったことが認められるとともに、複数の同僚は、昭和 23 年 8 月までは B 事業所において被保険者資格を有し、昭和 23 年 9 月からは J 事業所において被保険者資格を有していたことが認められる。

さらに、B 事業所に係る複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 \* 年 \* 月に発生した E 県 I 機関の火災により焼失したため、復元された旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者が B 事業所及び J 事業所に継続して勤務し、同僚の被保険者資格と同様に当該期間に B 事業所において被保険者資格を有していたことが推認でき、B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどから、事業主は、訂正請求記録の対象者が B 事業所において昭和 23 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を E 県 I 機関に対し行ったとすることが妥当であり、かつ、訂正請求記録の対象者が J 事業所において被保険者となる昭和 23 年 9 月 1 日を B 事業所における資格喪失年月日とすることが妥当である。

また、昭和 23 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。



厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800226号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1900006号

## 第1 結論

昭和49年\*月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年\*月から昭和52年6月まで

私は、昭和49年\*月頃、集金人(民生委員)に、20歳になったのに国民年金に未加入だからと加入を勧められたため、母親が、集金人を通して加入手続を行ってくれ、保険料の納付についても、母親が、毎月、家族の分と一緒に集金人に納付してくれた。両親、兄及び姉は請求期間の保険料が納付されているにもかかわらず、私の分が納付されていないことに納得できない。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含め、母親が保険料を納付してくれたとしているところ、請求者については、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はなく、母親自身についても、国民年金加入期間において保険料を全て納付していることから、母親の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、加入手続について、昭和49年\*月頃に母親が行ってくれたと陳述しているところ、国民年金受付処理簿における請求者の国民年金手帳記号番号の資格取得状況によると、請求者の手帳記号番号に係る国民年金の加入手続は、昭和53年10月頃に行われたものとみられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に係る別の手帳記号番号は見当たらないほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、別の手帳記号番号が払い出されたことがうかがえる形跡は見当たらない。

以上のことを踏まえると、請求者に係る国民年金の加入手続は、上述の昭和53年10月頃に、初めて行われ、この際に、請求者が20歳に到達した昭和49年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このた

め、請求者は、請求期間当時において、国民年金に未加入であり、母親は、請求者に係る請求期間の保険料を、現年度保険料として、集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の請求者に係る加入手続が初めて行われたものとみられる時期（昭和53年10月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和51年7月から昭和52年6月までの保険料については、過年度保険料として、遡って納付することが可能であったものの、請求者は、保険料納付に直接関与しておらず、これを行ってくれたとする母親は既に亡くなっており、A市は、保険料を集金人が取り扱うことは可能であったか不明と回答していることから、当時の状況についての詳細は不明であるほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳においても、請求期間の保険料は未納とされており、請求期間の保険料について、過年度保険料として納付されたとする事情は見いだせない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料について、母親が両親、兄及び姉の分と一緒に集金人に納付してくれた旨陳述しているところ、国民年金受付処理簿、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親、兄及び姉については、いずれも請求期間前に国民年金の加入手続が行われた上で、継続して保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、上述のとおり、請求期間後の昭和53年10月頃に加入手続が初めて行われ、請求期間当時においては国民年金に未加入であったものとみられることから、両親、兄及び姉とは状況が異なり、両親、兄及び姉の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

このほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900001 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900008 号

## 第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 33 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年 4 月から昭和 60 年 9 月まで

私の国民年金については、東京に下宿していた大学在学中の昭和 55 年 4 月頃、実家の A 市で母親が加入手続を行い、保険料も毎月、自宅にて集金人に納付したと聞いている。

親は、町内会長もつとめ、毎月の集金には必ず納付し、自分の分と一緒に弟の分も母親が納付したと思う。

私の年金手帳には、国民年金の記録欄（1）に「被保険者となった日」が昭和 55 年 4 月 1 日と記載されているのにもかかわらず、未加入とされているので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、国民年金に未加入とされているところ、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」には、昭和 61 年 10 月 1 日と記載され、国民年金の記録欄（1）の 1 行目には、「被保険者となった日」が昭和 55 年 4 月 1 日、「被保険者でなくなった日」が昭和 60 年 9 月 30 日と記載されていることが確認できる。

請求者は、請求期間の保険料を母親が集金人に納付したとしているところ、母親は、自身の国民年金加入期間において 1 か月を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者に係る住民票及び戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間当時、A 市に居住していたことが確認できるため、同市において、母親が請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料を集金人に納付をすることは可能であった。

さらに、オンライン記録及び A 市から提出された請求者に係る資格得喪履歴によると、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 10 月頃に行われたものとみ

られ、その際に、請求者が直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 61 年 10 月 1 日を国民年金の「はじめて被保険者となった日」として、被保険者資格を取得する事務処理が、昭和 61 年 11 月 27 日に行われたことが確認できる。この加入手続が行われた時期（昭和 61 年 10 月頃）を基準とすると、母親が、請求期間のうち、昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 9 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできない上、A 市は、納付組織又は国民年金委員による国民年金保険料の集金制度は存在したが、存在時期及び請求者の実家地域に存在したかどうかは不明である旨回答していることから、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 61 年 10 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。そして、A 市は、請求者に係る資格得喪履歴によれば、昭和 61 年 10 月 1 日（昭和 61 年 10 月 2 日届出）を新規取得としており、請求期間の記録はなく、請求者の年金手帳の国民年金の記録欄（1）の「被保険者となった日」が昭和 55 年 4 月 1 日、「被保険者でなくなった日」が昭和 60 年 9 月 30 日と記載されていることについて、昭和 61 年 10 月 1 日を国民年金の資格取得日とする加入手続の際に遡って記入したものではないかと考えられる旨回答している。これらのことから請求期間当時、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったものと推察され、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、母親が請求者に係る請求期間の保険料を請求期間当時、集金人に現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 6 月までの保険料については、上述の加入手続が行われた時期（昭和 61 年 10 月頃）を基準とすると、既に 2 年の時効が成立しており、母親は、当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられ、昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 9 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、母親から保険料を遡って納付したことは聞いた覚えはなく、毎月、集金人に納付していた旨陳述していることを踏まえると、母親が昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 9 月までの保険料を過年度保険料として納付したと推認する事情までは見いだせない。

加えて、請求者は、自分の分と一緒に弟の分も母親が納付したと思うとしているものの、弟は、オンライン記録によれば請求期間に国民年金に加入していたことは確認できない。このため、母親は、請求者の分と一緒に弟の保険料を集金人に納付することはできなかったこととなり、請求者の陳述とは相違する。

このほか、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。